

# 社会福祉法人 愛育福祉会 定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 児童厚生施設の経営
- (ハ) 放課後児童健全育成事業
- (ニ) 障害福祉サービス事業
- (ホ) 一時預かり事業
- (ヘ) 相談支援事業
- (ト) 生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛育福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県延岡市大武町5334番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員代表1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が、2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会には議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) 事業計画及び収支予算
  - (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
  - (11) 解散
  - (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

（構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

（決議）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1）宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の鉄骨造瓦葺・陸屋根2階建  
こぼと保育園園舎（こぼと児童館含む） 1棟（965.30平方メートル）
- （2）宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建  
のぞみ園園舎 1棟（535.00平方メートル）
- （3）宮崎県延岡市大武町5334番地 所在の鉄骨造セメント瓦葺2階建  
清松園やわらぎの里 1棟（1665.23平方メートル）
- （4）宮崎県延岡市愛宕山108番地236 所在の鉄骨造かわらぶき2階建  
みどり学園園舎 1棟（848.66平方メートル）

- (5) 宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地2 所在の木造かわらぶき2階建  
みどり学園寄宿舎 1棟 (584.63平方メートル)
- (6) 宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の鉄骨造かわらぶき平家建  
みどり学園体育館 1棟 (250.54平方メートル)
- (7) 宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の鉄骨造陸屋根2階建  
みどり学園訓練棟 1棟 (181.5平方メートル)
- (8) 宮崎県延岡市大武町5299番 所在の  
こばと保育園 敷地 (1018.00平方メートル)
- (9) 宮崎県延岡市大武町5295番 所在の  
のぞみ園 敷地 (2290.90平方メートル)
- (10) 宮崎県延岡市大武町5296番 所在の  
のぞみ園 敷地 (1206.61平方メートル)
- (11) 宮崎県延岡市大武町5297番1 所在の  
清松園やわらぎの里の敷地 (362.10平方メートル)
- (12) 宮崎県延岡市大武町5297番2 所在の  
清松園やわらぎの里の敷地 (259.80平方メートル)
- (13) 宮崎県延岡市大武町5334番 所在の  
清松園やわらぎの里の敷地 (2375.03平方メートル)
- (14) 宮崎県延岡市大武町5334番3 所在の  
清松園やわらぎの里の敷地 (81.35平方メートル)
- (15) 宮崎県延岡市大武町5334番4 所在の  
清松園やわらぎの里の敷地 (173.15平方メートル)
- (16) 宮崎県延岡市大武町5334番5 所在の  
清松園やわらぎの里の敷地 (15.17平方メートル)
- (17) 宮崎県延岡市大武町5296番地 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
やわらぎの里作業棟 1棟 (329.53平方メートル)
- (18) 宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
のぞみ園作業所 1棟 (140.66平方メートル)
- (19) 宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の木造スレートぶき平家建  
のぞみ園店舗 1棟 (5.96平方メートル)
- (20) 宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
のぞみ園倉庫 1棟 (34.64平方メートル)
- (21) 宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建  
こばと保育園倉庫 1棟 (39.74平方メートル)
- (22) 宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
こばと保育園倉庫 1棟 (16.56平方メートル)
- (23) 宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
みどり学園倉庫 1棟 (30.00平方メートル)
- (24) 宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
こばと保育園集会所 1棟 (30.87平方メートル)
- (25) 宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
みどり学園便所 1棟 (9.93平方メートル)
- (26) 宮崎県延岡市天神小路310-24 所在の敷地 (229.05平方メートル)
- (27) 宮崎県延岡市大武町5297番1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

養護所 1棟 (412.07平方メートル)

(28) 宮崎県延岡市大武町4615番地2 宅地 (1732.55平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、延岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、延岡市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

## 第7章 解散

(解散)

第39条 この法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、延岡市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を延岡市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人愛育福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新



聞又は電子公告に掲載して行ふ。なお、解散時の債権申し出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小泉 久
理 事	高島 清
〃	北国 秀一
〃	高島 猛
〃	貫 主計衛
〃	福島 実
〃	吉本 昭一
〃	高島 登
監 事	夏田 盛之
〃	渡辺 嘉三郎

2. 平成8年3月28日、延岡市より養護施設みどり学園の経営委託を受けて第1条、第4条及び第3条を改正し、平成8年4月1日より施行する。
3. 平成10年8月8日、定款準則の変更及び児童福祉法改正並びにこぼと保育園定員増による面積変更により、第1条、第3条、第5条、第9条、第12条、第17条を改正施行する。
4. 平成11年5月23日、第12条第2項の(4)及び(5)のぞみ園敷地面積を登記上の地積修正する。
5. 平成12年1月16日、第4条第1項の(1)理事の定数及び第4項の1部を改正する。
6. 平成12年5月26日、こぼと保育園改築に伴うこぼと児童館設置により第1条の(2)第2種社会福祉事業及び第12条第2項の(1)こぼと保育園園舎面積を改正する。
7. 平成13年3月28日、知的障害者更生施設清松園やわらぎの里設置に伴い、第1条(目的)及び第12条(資産の区分)に変更の必要があり改正しそれぞれ13年4月1日より施行する。
8. 平成14年1月12日、定款準則の変更、事務所の所在地の変更及びのぞみ園短期入所事業開始により改正し、平成14年4月1日より施行する。
9. 平成14年6月1日、清松園やわらぎの里児童短期入所事業開始により改正する。
10. 平成15年4月17日、第1条第1項の(2)第2種社会福祉事業に放課後児童健全育成事業(こぼと児童クラブ)を追加及び第5条第1項(1)理事の定数を改正し、平成15年4月1日から施行する。
11. 平成16年6月15日、第1条第1項の(2)第2種社会福祉事業に知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)を追加及び第5条第1項(1)理事の定数を改正し、第13条(評議員)を挿入し以下各条を随時繰上平成16年4月1日から施行する。
12. 平成17年3月26日、第1種社会福祉事業児童養護施設みどり学園の延岡市からの施設移管に伴い第1条及び第18条を改正し、平成17年7月1日から施行とする。
13. 平成18年3月24日、第3条の経営の原理、第9条の理事会、第14条の評議員会の権限の一部を改正し、平成18年4月1日から施行とする。

14. 平成18年9月27日、第1条第1項の(1)第1種社会福祉事業に地域小規模児童養護施設わかば、第1条第1項の(2)第2種社会福祉事業に障害福祉サービス事業(短期入所事業やわらぎの里)、(短期入所事業のぞみ園)、(やわらぎ荘共同生活介護事業所)を追加及び、第5章公益を目的とする事業(種別)第27条第1項、第2項を改正し、平成18年10月1日から施行とする。
15. 平成19年5月30日、第1条第2項の(2)短期入所事業のぞみ園を消去。(平成19年3月31日付)。第1条第2項の(2)第2種社会福祉事業に障害福祉サービス事業(指定障害者就労継続支援B型事業やわらぎの里)、(指定障害者生活介護事業やわらぎの里)を追加又第27条の経過的デイサービス事業を日中一時支援事業やわらぎの里に改正し、公益事業を開始したことにより第28条の条文を追加し平成18年10月1日に遡及し施行する。第1条第2項の(2)社会福祉事業に障害福祉サービス事業(指定障害者相談支援事業障がい者サポートセンター愛育)を追加し平成19年4月1日より施行とする。以下順次繰り下げ。
16. 平成19年11月20日、第1条第2項(2)のやわらぎ荘共同生活介護事業を指定共同生活介護事業やわらぎ荘に改正。第1条第2項(2)の社会福祉事業に指定共同生活援助事業やわらぎ荘を追加し、平成19年9月1日に遡及施行する。
17. 平成21年5月29日 第1条第2項(2)の社会福祉事業に(ロ)一時預かり事業の経営を追加し、平成21年4月1日に遡及施行する。
18. 平成21年12月18日 第1条第2項(2)児童短期入所事業やわらぎの里を消去。
19. 平成23年3月29日 第1条第1項(1)第1種社会福祉事業(イ)を削除、(ハ)知的障害者更生施設 清松園やわらぎの里の設置経営を障害者支援施設清松園やわらぎの里の設置経営に変更し、順次繰り上げ。(2)第2種社会福祉事業の(短期入所事業やわらぎの里)(指定共同生活介護事業やわらぎ荘)(指定共同生活援助事業やわらぎ荘)(指定障害者就労継続支援B型事業やわらぎの里)(指定障害者生活介護事業やわらぎの里)を消去。(ニ)指定障害者相談支援事業障がい者サポートセンター愛育を消去し、(ヘ)相談支援事業の設置経営へ変更。平成23年4月1日より施行する。
22. 平成23年3月29日 第27条 第1項(1)(のぞみ園)及び(2)を消去。
23. 平成23年3月29日 第5章第27条(1)日中一時支援事業(のぞみ園)(2)日中一時支援事業(やわらぎの里)を消去し、(1)日中一時支援事業の設置経営とする。
24. 平成23年3月29日 第4章 第18条(15)に宮崎県延岡市大武町5296番地 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 やわらぎの里作業棟 1棟(329.53平方メートル)を加える。

平成23年4月1日より施行する。

25. 平成24年5月11日 第4章 第18条(16)に宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 のぞみ園作業所 1棟(140.66平方メートル)(17)に宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の木造スレートぶき平屋建 のぞみ園店舗 1棟(5.96平方メートル)(18)に宮崎県延岡市大武町5295番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 のぞみ園倉庫 1棟(34.64平方メートル)(19)に宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 こぼと保育園倉庫 1棟(39.74平方メートル)(20)宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の軽量鉄骨木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 こぼと保育園倉庫 1棟(16.56平方メートル)(21)に宮崎県延岡市大武町5299番地 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 こぼと保育園集会所 1棟(30.87平方メートル)を加える。
26. 平成24年11月2日 第4章第18条第2項の4号を削除し以下順次繰り上げとし4号宮崎県延岡市愛宕山108番地236 所在の鉄骨造かわらぶき2階建 みどり学園園舎 1棟(848.66平方メ

ートル) 5号宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地2 所在の木造かわらぶき2階建みどり学園寄宿舎 1棟(584.63平方メートル) 6号宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地所在の鉄骨造かわらぶき平屋建 みどり学園体育館 1棟(250.54平方メートル) 7号宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の鉄骨造陸屋根2階建 みどり学園訓練棟 1棟(181.5平方メートル)を挿入し 6号を8号に繰り下げ以下順次繰り下げ 20号を22号に繰り下げ23号宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 みどり学園倉庫1棟(30.33平方メートル)を挿入し21号を24号に繰り下げ25号に宮崎県延岡市若葉町1丁目2726番地 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 みどり学園便所 1棟(9.93平方メートル)を挿入する  
平成24年7月10日より施行する。

27. (監事による監査) 第11条 2 宮崎県知事を延岡市長に変更し、平成25年4月1日より施行する。

28. 第31条 宮崎県知事の認可を延岡市長の認可に変更し、平成25年4月1日より施行する。2 宮崎県知事を延岡市長に変更し、平成25年4月1日より施行する。

29. (基本財産の処分) 第19条 基本財産を処分し、~宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。の宮崎県知事の部分を延岡市長に変更し、平成25年4月1日より施行する。

30. (解散及び合併) 宮崎県知事の同意を延岡市長の同意に変更し、平成25年4月1日より施行。

31. 第3章第13条第7項を新たに挿入し、以下条項を繰り下げる。第4章資産及び会計第18条(資産の区分)の2項に(26)天神小路土地を追加挿入する。第8章第33条(広告の方法)に「なお、解散時の債権申し出の催告及び破産手続きの開始については、官報によって公告する」を追加挿入する

32. 第1章総則(目的)第1条(2)(ハ)放課後児童健全育成事業(こぼと児童クラブ)の(こぼと児童クラブ)を児童クラブ増設により削除する。平成26年4月1日より遡及して施行する。

33. 第1章総則(目的)第1条(2)(イ)「保育所 こぼと保育園の設置経営」を制度移行により(イ)「幼保連携型認定こども園の設置経営」と変更する。平成27.4.1より施行する。

34. 第4章(資産の区分)(27)宮崎県延岡市大武町5297番1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 養護所 1棟(412.07平方メートル)を追加する。平成27年3月19日登記。

35. 第3章(評議員会)評議員会は、19名の評議員をもって組織する。を20名の評議員をもって~に変更する。平成27年12月3日認可。

36. 平成28年1月15日理事会にて理事1名、評議員2名辞退したことにより、第2章(役員の定員)第5条(1)理事9名を8名に変更、第3章(評議員)第13条評議員会は、20名の評議員をもって組織するを18名の評議員をもって組織するに変更する。平成28年2月5日認可。

37. 平成28年3月29日第2章役員及び職員(役員の報酬等)第8条3の後に「第4項役員退任慰労金については別途定める。」を追加し平成27年4月1日に遡及し施行する。平成28年3月29日理事会の決定により平成28年4月25日土地を購入し、第4章資産及び会計(資産の区分)第18条2(28)宮崎県延岡市大武町4615番地2 宅地(1732.55平方メートル)を追記する。

38. 平成29年1月20日社会福祉法の改正に伴う定款変更、及び定款第1条に新たに事業を開始することに伴う定款変更をし、平成29年4月1日より施行。平成29年2月15日認可。

(第26条の備考)

(1) 「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随時契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受け入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。